

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の景観形成方針・基準の追加に伴う パブリックコメントの結果と主な変更について

1 概要

本市では、平成 17 年に武蔵小杉駅周辺をより積極的な景観の形成を図る地区として指定し、良好な景観の形成を進めています。この度、小杉町 1 丁目地区で進められている民間開発の機会を捉え、武蔵小杉駅北口周辺をよりよい景観に誘導するため、景観形成方針・基準（案）を作成し、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、2 通（6 件）の御意見をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	武蔵小杉周辺景観計画特定地区に追加する景観形成方針・基準（案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和 7 年 3 月 1 9 日（水）～令和 7 年 4 月 1 7 日（木）
意見の提出方法	意見提出フォーム、ファクス、郵送、持参
意見募集の周知方法	・市政だより（令和 7 年 3 月号掲載） ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当 ・周辺の町内会の掲示板 ・周辺のタワーマンションのデジタルサイネージ ・リーフレット配架（JR 武蔵小杉駅、東急武蔵小杉駅、グランツリー武蔵小杉、コスギアイハグ） ・イベント会場での配布・説明（緑化フェア等々力緑地会場（4 月 9 日）、はらっぱフェス（3 月 2 2 日・2 3 日））
意見の公表方法	・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

3 意見募集の結果

意見提出数		2通（6件）
内訳	意見提出フォーム	1通（1件）
	ファクス	0通（0件）
	郵送	1通（5件）
	持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

（1）意見の対応区分

【対応区分】

A：御意見を踏まえ、案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 景観形成基準に関すること	1	0	0	0	0	1
2 その他	0	0	0	0	5	5
合計	1	0	0	0	5	6

（2）主な意見と本市の対応

ア 主な意見

景観形成基準に関することや、その他武蔵小杉のまちづくりにおける道路植栽の考え方等に関する意見がありました。

イ 本市の対応

いただいた意見のうち、「（1）景観形成基準に関すること」については、意見を踏まえた景観誘導を行えるよう、基準として明確化するために、案の修正を行いました。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 景観形成基準に関すること (1件)

No.	意見 (要旨)	市の考え方	対応 区分
1	広場について、屋根や木々を利用して雨や夏の日差しを和らげる工夫があると嬉しい。 また、雨の日でも小学生以上の子供たちが集まれる場所があるとよい。	小杉町1丁目地区におけるにぎわい・交流機能の充実を図るため、本地区では雨や日差しを避けることができるよう建物内にも広場が計画されています。 いただいた御意見を踏まえた景観誘導を行えるよう、「広場・通りのデザイン(1)」の景観形成基準に「屋内外の空間の連携の創出」、「居心地がよい」を追記し、「広場等は、屋内外の空間の連携を創出するとともに、利用者の交流を誘発するデザインとし、居心地がよく、にぎわいのある空間づくりをする。」としました。 なお、いただきました御意見は、事業者に伝えてまいります。	A

(2) その他 (5件)

No.	意見 (要旨)	市の考え方	対応 区分
2	街路樹は、人にやさしい・歩いて楽しい・都市高温化の軽減・ビル風軽減・二酸化炭素の吸収・都市景観の形成等に絶大な効果をもたらす。 片側2車線化して広い歩道も整備されている綱島街道の街路樹を、高木樹種化または雑木による武蔵野の森化の早期実現を提言する(現状の街路樹は低木樹にとどまっており、効果は僅少)。 拡幅計画進捗中の府中街道について高木街路樹化を提言する(せめて市ノ坪から等々力競技場まで)。	街路樹につきましては、安全な歩行空間の確保や適正な維持管理の実施に向けて、地域特性や近隣住民の皆様の意向等に配慮しながら、川崎市街路樹管理計画に沿って管理しています。 いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
3	道路整備の際は、歩道用地化のためのセットバック施策も含め、街路樹の植樹を都市計画義務化することを提言する。	植樹帯につきましては、道路構造令に基づき、安全かつ快適な通行環境を確保するとともに、道路の空間機能として良好な景観を形成することなどを目的として、幹線道路等の歩道に整備しています。 いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。	E
4	都市景観や防災の観点から電線の地中化がすすめられているものと期待しているが、電柱を撤去したあとの穴を利用して街路樹を植樹することを提言する。	街路樹につきましては、安全な歩行空間の確保や適正な維持管理の実施に向けて、地域特性や近隣住民の皆様の意向等に配慮しながら、川崎市街路樹管理計画に沿って管理しています。 いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。	E
5	欧米の主要都市は、樹冠被覆率30%のような指標を目標に街路樹の育成に力を入れている。川崎市もこのような指標を取り入れて都市計画をすすめることを提言する。住民にとってもわかりやすく、国内のみならず世界に誇れる街のシンボルになりえる。	平成30年に改定した川崎市緑の基本計画において、緑の総量の目標として、令和9（2027）年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指しています。 いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。	E
6	森林環境税の活用について、川崎市民の納得しやすい活用方法として街路樹や再開発地など都市空間の緑化または県産材で製作したテーブルやベンチの公開空地等への設置にも活用することを提言する。	森林環境税につきましては、国から川崎市に対して森林環境譲与税として譲与され、保全緑地の育成や整備、小学校の校舎など公共施設の木質化、民間施設の木質化支援に活用されています。 いただきました御意見は、関係部署と共有してまいります。	E

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。